

『労働者派遣法の実務解説 改訂第3版』 増刷に伴う修正箇所

※第2刷より反映

P.134 14行目

- 誤) 特別な業務を明示これに伴い発生した損害
- 正) 特別な業務を命じこれに伴い発生した損害

P.143 10行目

- 誤) 国内マーケティング営業課 (国内マーケティング営業課)
- 正) 国内マーケティング営業課 (国内マーケティング営業課長)

P.165 4行目

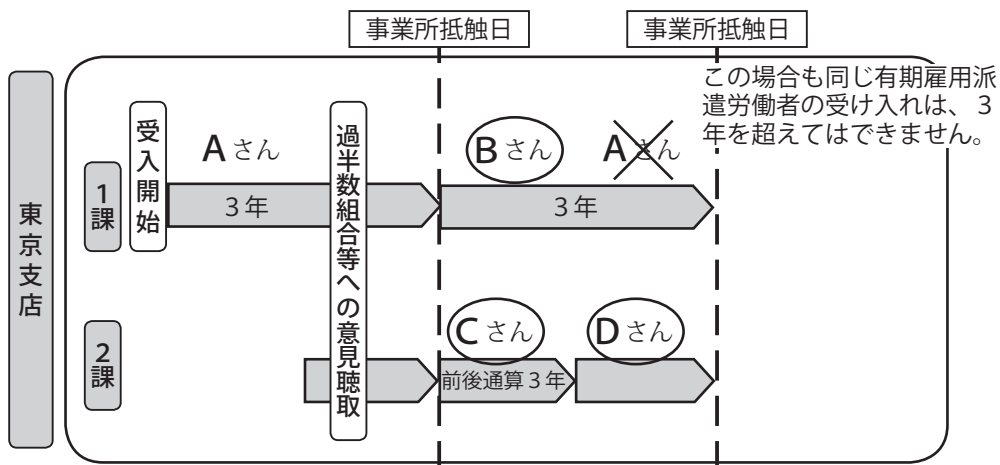
- 誤) 執行院長
- 正) 執行委員長

P.170 ワンポイント内

- 誤) 努力義務 (②のロ、①のハ、ニ)
- 正) 努力義務 (①のロ、②のハ、ニ)

P.200 図

事業所単位の期間制限イメージ



適切な意見聴取を行うことで、最大3年派遣受入れ期間を延長できる。
 同じ事業所内であれば、事業所抵触日まで他の組織単位でも受入れは可能。

P.253 (参考2) の表内の出産手当金について

- 誤) 欠勤1日につき標準報酬日額の3分の2が受けられます。
- 正) 欠勤1日につき直近12カ月の標準報酬月額平均 (入社12カ月未満は特例あり) の30分の1の3分の2が受けられます。

P.254 表

区分	育児休業制度（法第5条～第9条）	介護休業制度（法第11条～第15条）
休業付与日数	本人の申し出により、子が1歳（パパ・ママ休暇は1歳2カ月）に達するまでの間、一定の場合（※）、子が1歳6カ月に達するまでの間（2歳までの再延長可）、の申出期間（※（i）保育所に入所を希望しているが、入所できない場合（ii）1歳（再延長の場合は1歳6カ月）以降子を養育する予定であった配偶者が、死亡、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合）	本人の申し出により、要介護状態にある対象家族1人につき、通算93日までの申出日数（3回まで分割可） （「対象家族」とは配偶者、父母、子、配偶者の父母ならびに祖父母、兄弟姉妹および孫）
一定の範囲の期間雇用者	（i）同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であり、かつ（ii）子が1歳6カ月（再延長の場合は2歳）に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新されるものである場合にあつては、更新後の労働契約）が満了することが明らかでない者	左記（i）に同じく、かつ（ii）休業開始予定日から起算して93日を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新されるものである場合にあつては、更新後の労働契約）が満了することが明らかでない者
申出	子の氏名、生年月日、休業開始予定日・休業終了予定日等を明示し、1歳までの育児休業はその1カ月前（1歳を超えるときは2週間前）までに申し出る	対象家族の氏名、介護が必要な理由、休業開始予定日・休業終了予定日等を明示し、その2週間前までに申し出る

P.255 上から4行目に挿入

半日単位の取得も認められます。

P.266 ⑩の前に挿入（下から3行目と4行目の間）

⑩労働者が都道府県労働局長に対して紛争解決の援助を求めたことを理由とする解雇（雇用機会均等法第17条第2項、育児介護休業法第52条の4第2項、パート労働法第24条第2項、障害者雇用促進法第74条の6第2項）

※これに伴い、P.266の⑩は⑪に、⑪は⑫に変更

P.301 一番下の表

「派遣元」「派遣先」各欄に、下記文言を追加してください。

職場における妊娠・出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置